

《ローンカード規定》

1. (カードの発行)

- (1) ちばぎんローンカード(以下「カード」といいます。))は、ちばぎんカードローン契約にもとづき、当行が発行するものです。
- (2) カードの発行にあたっては、当行の定めるカード発行手数料をいただきます。

2. (カードの利用)

- カードは、次の取引に利用することができます。
- (1) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。))の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含む。以下「支払機」といいます。))を使用して当座貸越口座から当座貸越金を借入れる場合。(以下「借入」といいます。))
 - (2) 当行の現金自動預金機(現金自動預入・引出兼用機を含む。以下「預金機」といいます。))を使用して当座貸越口座に入金して当座貸越金を弁済する場合。(以下「弁済」といいます。))

3. (支払機利用手数料)

- (1) 当行および提携先の支払機を使用して借入を行う場合に当行および提携先が支払機利用手数料(以下「手数料」といいます。))を定めているときは、当行および提携先に対し所定の手数料を支払ってください。
- (2) 当行は前項の手数料を借入時に、当座貸越金支払請求書なしで当座貸越口座から自動的に引落のうえ当行および提携先に支払います。

4. (支払機による借入)

- (1) 支払機を使用して当座貸越金の借入を行うときは、支払機にカードを挿入し届出の暗証と金額をボタン等により操作してください。この場合当座貸越金支払請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による出金は1千円または1万円単位とし、1回あたりの借入金額は当行(提携先の支払機使用の場合は、その提携先)が定めた範囲内となります。なお、1日あたりの借入限度額は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項による借入限度額を超えて借入を受けるときは、当行所定の方法により、当座貸越金支払請求書に氏名、金額を記入し、取引印を押印のうえカードとともに提出してください。この取扱いは当行の窓口営業時間内に限り行います。
- (4) 提携先の支払機を使用して借入を行う場合は、その金額と手数料金額との合計額が当座貸越口座の借入できる範囲をこえるときは、借入できません。

5. (預金機による弁済)

- (1) 預金機を使用して当座貸越金の弁済を行うときは、預金機に通帳またはカードと現金を挿入し、操作してください。
- (2) 預金機による弁済は当行が定めた種類の紙幣および硬貨とし、1回あたりの弁済は当行が定めた枚数の範囲内とします。

6. (支払機・預金機故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより借入(当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度とする。))を行うことができます。この場合、当行所定の当座貸越金支払請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえカードとともに提出してください。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。
- (2) 停電・故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより弁済を行うことができます。この場合、当行所定の収入伝票に氏名・金額を記入のうえカードとともに提出してください。

7. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越金の借入を行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、当座貸越金支払請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

8. (解約等)

- (1) ちばぎんカードローン契約を解約する場合には、カードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用、第13条の規定に違反した場合など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおとりすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。

9. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる借入については、本人の故意による場合または当

該借入について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた借入については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。))の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該借入が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。))前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。))の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。))を補てんするものとします。ただし、当該借入が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に別途示す過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な借入が最初に行われた日。))から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該借入が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。))によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
- (2) 暗証は、前項によるほか、預金機、提携先の支払機および振込機(以下「自動機」といいます。))を使用して変更することができます。当行が自動機を使用して変更できる届出事項を追加するときは、あらかじめその旨および取扱開始の日時を店頭に掲示するものとし、また取消するときも同様にお知らせします。

12. (カードの再発行)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

13. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードを譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、ちばぎんカードローン契約に定める契約期限とします。なお、ちばぎんカードローン契約の契約期限を延長したときはカードの有効期限を自動的に延長します。また、ICカードの場合の有効期限は「ICカード特約」によるものとします。

15. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、ちばぎんカードローン契約に従って取扱うものとします。

16. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客様の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客様の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らし、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

《ICカード特約》

1. (特約の適用範囲)

ICカードとは、ICチップで取引ができるキャッシュカード又はローンカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「ちばぎんキャッシュカード規定」または「ローンカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとします。

2. (ICカードの利用)

- (1) ICカードの利用は、以下の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。))で利用できます。
 - ・当行の支払機のうちIC対応している支払機
 - ・ICチップによる取引を提携している提携先(当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等)の支払機で「IC対応」している支払機
- (2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機の利用は磁気ストライプが併載されているICカードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

3. (1日あたりの利用限度額)

ICチップによる取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。

4. (故障等の対応)

前記2.(1)に規定されたIC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が生じた場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

5. (発行手数料)

ICキャッシュカードの発行については、当行所定の手数をいただきます。ただし、ICローンカードについては無料といたします。

6. (特約の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客様の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客様の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らし、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。
- (2) 前項による本特約の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

(2020年4月改正)